第十四条第一項の表なお効力を有する改正前地共済法第四十七条第一項の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前地共済法第五十一条ただし書	年金である給付（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）

第十四条第二項の表なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の十五第一号	第四十三条第三項	第四十三条第二項及び第三項

第十四条第二項の表なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の十五第一項第二号の項中「第二十六条の十五第一項第二号」を「第二十六条の十五第二項」に改め、同表なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の十五第一項第三号の項中「第二十六条の十五第三号」を「第二十六条の十五第三項」に、「第四十八条の二」を「私立学校教職員共済法第四十八条の二」に改め、同項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の十五第四号	廃止前農林共済法第三十七条第三項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項及び第三項

第十四条第二項の表なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二十第四項の項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。次項において同じ。）」に、「第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項」を「、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項」に改め、同項下欄中「第七十六条第二項」を「第七十六条第二項に」に改め、同表なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二十第五項の項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改める。

第十七条第一項中「、第六十五条の二」に、「、第九十二条第一項、」を「の規定、厚生年金保険法第九十二条第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法」に、「、附則第十条の二、第十一条第一項から第四項まで、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の六第一項」を「並びに附則第十条の二の規定、厚生年金保険法附則第十一条第一項並びに第十一条の二第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第一項の規定、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項」に、「、第十三条の五第六項、第十三条の六第一項」を「の規定、改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項の規定、厚生年金保険法附則第十三条の六第一項」に、「並びに第十七条の四第六項本文」を「の規定、改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項本文」に、「並びに別表の規定並びに」を「及び別表の規定、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を」に、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。）」を「平成六年国民年金等改正法（二」に改め、「附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を改正後平成六年国民年金等改正法」を削り、「、第二十四条第四項」を「の規定並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項」に、「、第八項、第十一項、第十三項」を「から第十一項まで」に改め、同項の表改正後厚生年金保険法第九十二条第一項の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「保険給付の」を「保険給付の支給」に、「規定する給付の」を「規定する給付の支給」に、

第三十六条第三項本文	なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第四項本文

を

第三十六条第三項本文	なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第四項本文
保険給付の返還	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の返還

に改め、同項の次に次のように加える。

厚生年金保険法第九十二条第二項	保険料その他この法律	なお効力を有する改正前地共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前地共済法
	保険給付	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付

第十七条第一項の表改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「第五項」を「次項」に改め、同表改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項ただし書の項から改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項ただし書の項まで、改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項の項から改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第八項の項まで及び改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の項から改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第八項の項までの規定中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同表改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第三項の項から改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第三項までの規定中「改正後平成六年国民年金等改正法」を「平成六年国民年金等改正法」に改め、同表改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項の項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）」に改め、同表改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第九項の項、改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十項の項及び改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十四項の項中「適用する改正後厚生年金保険法」を「適用厚年法」に改め、同条第二項の表以外の部分中「改正後厚生年金保険法」の下に「及び厚生年金保険法」を加え、「から第三条の七まで及び第六条の七」を「及び第三条の六の二の規定、厚生年金保険法施行令第三条の七」に改め、同表改正後厚年令第三条の四の項中「第三条の四」を「第三条の四第一項」に改め、同表改正後厚年令第三条の七の見出しの項及び改正後厚年令第三条の七の項中「改正後厚年令」を「厚生年金保険法施行令」に改め、同表改正後厚年令第六条の七（見出しを含む。）の項を削り、同表再評価令第四条第一項の項中「平成二十七年政令第三百四十七号。」の下に「以下この項及び」を加え、「適用する改正後厚生年金保険法の」を「適用する改正後厚生年金保険法又は適用厚年法（平成二十四年一元化法附則第